

## 9 受動喫煙防止対策の推進

### 1 概要

都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックの開催都市として、条例の制定やその普及啓発、公衆喫煙所整備への支援などの受動喫煙\*防止対策をより一層推進する。

### 2 レガシーの概要

受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な者に対しても、受動喫煙を生じさせることのない環境が整備されるとともに、受動喫煙に対する都民の理解が促進されることにより、健康被害が未然に防止され、誰もが快適に過ごせるスモークフリー都市が実現する。

利害関係者	学校、医療機関、児童福祉施設、飲食店 等
種別	スポーツ・健康
地理的範囲	東京都
期間	長期
実施主体	東京都
根拠	2020年に向けた実行プラン、「未来の東京」戦略
関連するSDGs	3-保健

### 3 詳細な説明

#### (1) 背景

都は東京2020大会招致決定前から、「東京都受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、都民及び施設管理者の自主的な取組を基本に、公共の場や職場における受動喫煙防止対策を促進してきた。

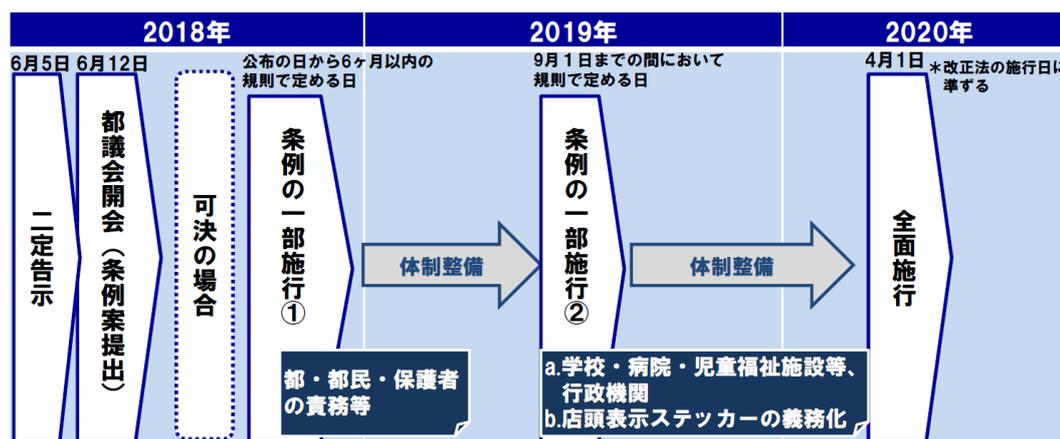
大会の開催に伴い、国内外から多くの人を訪れることも踏まえ、東京がより快適な都市になるよう、受動喫煙防止対策の一層の推進が求められる。

#### (2) 時期

2014年度	「受動喫煙防止対策検討会」開始 ※東京都の受動喫煙防止対策について、専門的見地から検討するために設置
2017年度	「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定 ※子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための

	環境整備や、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなどの都民の責務を規定
2018年度	「東京都受動喫煙防止条例」制定 ※条例概要は「3（4）実施方法」のとおり
	「東京都受動喫煙防止条例」の施行に向け、普及啓発や都民・施設管理者への相談対応等を開始
	「東京都受動喫煙防止条例」一部施行（以下施行内容） ・条例制定の目的　・都、都民、保護者の責務 ・関係者の協力　　・喫煙をする際の配慮義務等 ・「たばこ」「喫煙」「受動喫煙」の定義 ・法が施行された場合は法を適用する規定
2019年度	「東京都受動喫煙防止条例」改正 ・改正健康増進法重複部分を整理
	「東京都受動喫煙防止条例」一部施行（以下施行内容） ・幼稚園や保育所、小・中・高等学校等においては、敷地内の屋外も禁煙（努力義務） ・飲食店において、喫煙場所があるかどうかの店頭表示が義務化
2020年度	「東京都受動喫煙防止条例」全面施行

○東京都受動喫煙防止条例の施行スケジュール・概要<sup>[1]</sup>



(3) 実施主体

東京都

[1] 東京都受動喫煙防止条例案について（平成30年6月8日公表）

#### (4) 実施方法

- 「東京都受動喫煙防止条例」の円滑な施行のため、都民・事業者に対する新制度の周知、相談窓口及びチャットボット\*等による問合せ対応、都保健所への補助員の配置、区市町村が行う公衆喫煙所の整備支援等を実施する。
- 都民や東京を訪れる人を対象に、条例の趣旨、目的、内容について、ポスター・リーフレット・動画等による普及啓発を実施する。
- 飲食店等の喫煙専用室設置のためのアドバイザー派遣を実施する。
- 飲食店等の喫煙専用室等の設置に対する支援を実施する。
- 禁煙及び喫煙室設置の際に施設等に掲示する標識（ステッカー）の作成及び配布を行う。
- 小・中・高校生を対象に未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施する。
- SNS\*等を活用した情報発信を実施する。
- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について正しい知識を普及するため、小・中・高校生別の禁煙教育の副教材を各学校に配布する。
- 特に妊婦や胎児等に、喫煙や受動喫煙が及ぼす悪影響について、正しい知識を普及するため、両親学級等で活用できる禁煙啓発用資材の作成及び配布を行う。

＜受動喫煙防止対策推進の公式シンボルマーク＞<sup>[2]</sup>



＜受動喫煙防止対策 解説動画＞<sup>[3]</sup>



＜標識デザイン例＞<sup>[4]</sup>



[2] 「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2019年度）～2020年に向けた実行プラン～（東京都）

[3] 「未来の東京」戦略（東京都）

[4] 「未来の東京」戦略ビジョン（東京都）

**【改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の概要】**

○ 都、都民及び保護者の責務を規定 …★

- 東京都の責務：受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、実施すること 等
- 都民の責務：他人に受動喫煙を生じさせることがないよう、努めること 等
- 保護者の責務：いかなる場所においても、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めること

○ 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止

＜規制対象施設類型一覧＞

	施設の類型	健康増進法・都条例
第一種施設他	保育所、幼稚園 小学校、中学校、高等学校 等	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可※努力義務)
	大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
	病院、診療所	
	児童福祉施設(上記保育所等除く)	
	行政機関の庁舎	車内/機内禁煙
バス、タクシー、航空機		
第二種施設他	上記以外の多数の者が利用する施設等 例) 事務所、工場、ホテル、旅館、老人福祉施設、運動施設、旅客船舶、旅客鉄道、飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可)
	既存の経営規模の小さな飲食店で、従業員がいない飲食店	禁煙・喫煙を選択することができる。 (一都指定特定飲食提供施設)

: 東京都独自の規定…★

- 喫煙室・喫煙室を設置した施設における標識掲示の義務化
- 飲食店における禁煙の標識掲示の義務化 …★
- 行政処分・罰則

[★ : 都条例に基づく事項]

## (5) 便益

東京都受動喫煙防止条例が施行され、都民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するとともに、誰もが快適に過ごせる街が実現する。

## 4 事実と数字

受動喫煙防止対策の推進	2018年6月東京都受動喫煙防止条例制定 2019年1月条例一部施行 2019年3月条例施行規則制定 2019年6月条例・規則改正 2019年9月条例一部施行 2020年4月条例全面施行
-------------	--

(2020年4月までの実績)

## 5 用語説明

受動喫煙	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること
チャットボット	ネットワーク上で入力した質問に対し、AIが自動で回答を行うプログラム
SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略称。 ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと

## 6 参考文献

- ・2020年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて— (PR版)
- ・都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化 (平成30年度)
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化 (2019年度)
- ・「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化 (2020年度)
- ・「未来の東京」戦略
- ・健康増進法
- ・東京都受動喫煙防止条例